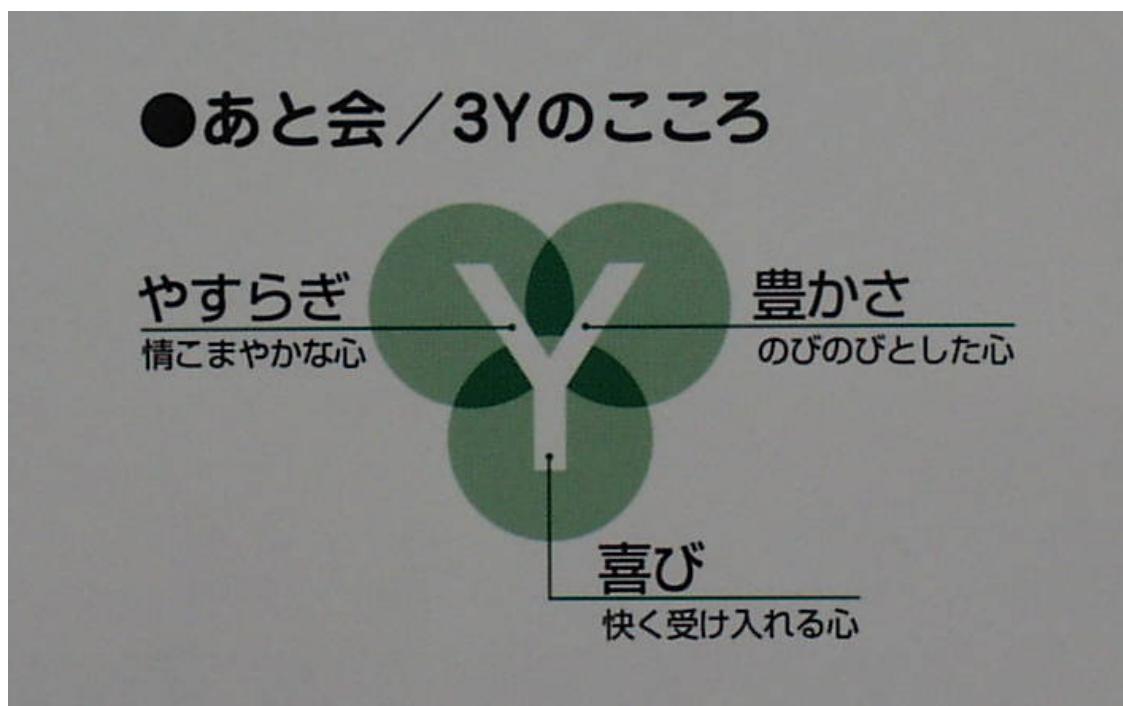




社会福祉法人あと会

(指定介護老人福祉施設)  
特別養護老人ホームくにくさ苑  
重 要 事 項 説 明 書



社会福祉法人 あと会

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当指定介護福祉施設サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

## ◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人 .....	1
2. ご利用施設 .....	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業 .....	2
4. 居室等の概要 .....	3
5. 職員の配置状況 .....	3
6. 当施設が提供するサービス .....	4
7. 施設利用に関する留意事項 .....	14
8. 非常災害対策 .....	15
9. 秘密保持と個人情報の保護 .....	16
10. 契約者が病院等に入院された場合の対応について .....	16
11. 残置物引受人 .....	17
12. 虐待防止の措置について .....	17
13. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて .....	17
14. 事故発生時の対応について .....	18
15. 要望及び苦情等の相談 .....	18
16. 第三者評価の実施状況 .....	19
17. その他 .....	19

当事業所は介護保険の指定を受けています。

事業所番号 3470101910

## 1. 施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 あと会
(2) 法人所在地	広島市安芸区阿戸町418番地の1
(3) 電話番号	082-856-0222
(4) 代表者氏名	理事長 横山 吉宏
(5) 設立年月	平成4年10月8日

## 2. ご利用施設

(1) 施設の種類	指定介護老人福祉施設
(2) 施設の目的	介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう生活支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
(3) 施設の名称	特別養護老人ホーム くにくさ苑
(4) 施設の所在地	広島市安芸区阿戸町418番地の1
(5) 電話番号	082-856-0222
(6) 施設長氏名	横山 吉史
(7) 運営方針	要介護（常時介護を必要とする）の方々が日々の生活の中に「喜び」を持って、「豊かな」「やすらぎ」を感じて生きていただけたいと願う「3Yの心」を基本理念とする。
(8) 開設年月日	平成5年9月1日
(9) 利用定員	90人

### 3. ご利用法人があわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	90人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (15人)
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月 13日 平成18年 4月 1日	10人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
居宅	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 3年 7月 1日 令和 3年 7月 1日	—
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和元年 9月 1日 令和元年 9月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月 31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月 13日 平成18年 4月 1日	—
	居宅介護支援事業	平成11年 9月 8日	—

居宅介護支援事業	平成24年 4月 1日	—
居宅介護支援事業	平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業	令和 3年 3月 1日	—

#### 4. 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	14床	1階(3), 2階(11)
2人部屋	22床	1階(2), 2階(20)
4人部屋	54床	1階(40), 2階(14)
合 計	90床	
食 堂	2室	1階(1), 2階(1)
機能訓練室	1室	[主な設置器具] 平行棒等
浴 室	2室	一般浴・機械浴・特殊浴槽・個人浴
医 務 室	1室	

##### (居室の変更)

ご契約者から居室変更の申し出があった場合は、居室の空き状況によりその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族の同意を頂いたうえ決定します。

#### 5. 職員の配置状況

職種	業務内容	員数
施設長 (管理者)	事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理に従事	常勤専従1名
医師	健康管理及び療養上の指導に従事	必要数
介護職員	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等に従事	看護職員とあわせて常勤換算方法により 33.4名以上
看護職員	健康管理や療養上の援助、日常生活上の介護等に従事	3名以上 ※1人以上は常勤
機能訓練指導員	機能訓練指導に従事	1名以上
生活相談員	日常生活上の相談等に従事	常勤 1名以上

介護支援専門員	施設サービス計画の立案等に従事 (兼務)	1名以上 ※常勤専従1人以上 (但し利用者の処置に 支障がない場合は他の 職務に従事可)
管理栄養士	利用者の施設サービス計画に基づ き、栄養ケア計画の作成など栄養 マネジメント業務に従事	1名以上

### 【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制		
1. 医師	毎週水・土曜日 13:00~16:00		
2. 看護職員	8:30~17:30		
3. 介護職員	早 朝	7:30~ 9:00	13名
	朝食後	9:00~10:00	9名
	日 中	10:00~16:30	14名
	夕 方	16:30~19:00	9名
	夜 間	19:00~ 7:30	4名
4. 生活相談員	8:30~17:30		
5. 機能訓練指導員	8:30~17:30		
6. 管理栄養士	8:30~17:30		

### 【第三者による評価の実施状況】

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成14年11月29日
実施した評価機関の名称	広島県社会福祉協議会
実施結果の開示状況	有 (ホームページにて開示)

## 6. 当施設が提供するサービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金  
以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用

者負担の割合に応じた支払いとなります。また、個々の利用者の状況に合った加算があります。利用料金、各加算の料金は、別紙に記載しております。

### 【サービスの概要 施設サービス費】

#### ①入浴

- ・ご利用者の状態に応じた入浴、入浴介助を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ④栄養管理

- ・当施設では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者一人一人の栄養状態や摂食の状況に応じた個別の対応を重視し、栄養ケア計画によって低栄養状態を予防します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

※食事開始時間（状況に応じて弾力的に対応します）

朝食：7：30　　昼食：12：00　　夕食：18：00

#### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。適切な健康管理を提供するため、一定割合の看護職員配置に努めています。
- ・当施設では国の指導に基づき、ご利用者の同意の下、ケアの一部の行為を配置医・看護職員の指導の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針としています。（詳細は別紙「たんの吸引等の取り扱い説明書兼同意書」をご参照ください。）

#### ⑥ご容態の悪化に伴う医療連携の確保

- ・万一の容態の悪化に伴う、医療ニーズ等にお応えするため、看護師の配置と夜間における24時間連絡体制の確保、また終末期に

おける看取りに関する指針を定め、ご相談にお乗りいたします。  
詳細は、別紙『くにくさ苑での医療の考え方』をご参照ください。

#### ⑦その他の自立支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。また、生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

※なお、介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### 【サービスの概要 加算項目】

下記の各項目に該当・実施した場合には、上記施設サービス費に加え料金が加算されます。

#### ①日常生活継続支援加算

- ・介護福祉士の数が入所者 6 又はその端数を増すごとに、介護福祉士を 1 以上配置しており、かつ国の定める重度者と認知症高齢者が新規入所者の一定割合以上を占める場合やたんの吸引等が必要な入所者が一定割合以上を占める場合

#### ②看護体制加算

- ・常勤の看護師を 1 名以上配置している場合（加算Ⅰ）。国の定める基準を上回る手厚い看護職員を配置しており、24 時間連絡できる体制を確保している場合（加算Ⅱ）

※加算Ⅰと加算Ⅱを同時に満たす場合、併算致します。

#### ③夜勤職員配置加算

- ・夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を 1 以上上回っている場合（加算Ⅰ）。加算Ⅰを満たした上で夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合（加算Ⅲ）

#### ④生活機能向上連携加算

- ・国の定める基準に従って、外部のリハビリテーション専門職と自立支援・重度化防止を目的とした介護を推進している場合

#### ⑤個別機能訓練加算

- ・利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機

能訓練計画を作成・実施している場合（加算Ⅰ）その上で、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用している場合（加算Ⅱ）加算Ⅱを満たした上で、口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定し、理学療法士等が個別機能訓練計画の内容等の情報や有効な実施のための必要な情報、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有、必要に応じて見直しを行っている場合（加算Ⅲ）

⑥ADL維持等加算

- ・利用者のADLを良好に維持・改善する目的により、国の定める基準に従って、ADL値を測定し厚生労働省へ提出し、定められた基準以上の維持・改善が図られている場合

⑦若年性認知症入所者受入加算

- ・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合

⑧外泊時費用

- ・外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えた金額をご請求致します。ただし、外泊初日と施設に戻られた日は、入所日と同様の扱いになり、外泊扱いにはなりません。

⑨初期加算

- ・入所した日から起算して30日以内の期間に該当する場合

⑩再入所時栄養連携加算

- ・医療機関に入院された施設利用者が、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、入院先医療機関の管理栄養士と施設の管理栄養士が連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合

⑪栄養マネジメント強化加算

- ・管理栄養士を国の定める基準以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事観察を週3回以上実施し、入所者ごとの栄養状態や嗜好を踏まえた食事の調整等を実施している場合。加えてリスクが低い利用者にも食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応しており、入所者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な栄養管理の実施のため、必要な情報を活用している場合

⑫経口移行加算

- ・経管により食事を摂取する利用者に対して、経口による食事の摂取を進めるために医師の指示に基づき、経口移行計画を作成し、計画に従い特別な管理を実施した場合

⑬経口維持加算

(i) 経口維持加算 I

- ・経口で食事が摂取できるが摂食機能障害を有し、著しい誤嚥が認められる利用者に対し、多職種協動により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合

(ii) 経口維持加算 II

- ・経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対し、多職種協動により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合

⑭口腔衛生管理加算

- ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に対して具体的な技術的助言及び指導を行うとともに、介護職員からの相談等に必要に応じて対応する等多職種が連携して口腔衛生管理を行った場合（加算I）。この事に加えて口腔衛生等に係わる計画の内容を厚生労働省へ提出し、適切かつ有効な口腔衛生等の管理の実施のため、必要な情報を活用している場合（加算II）

⑮療養食加算

- ・医師の発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合

⑯配置医師緊急時対応加算（時間外）

- ・国の定める基準に従って、配置医師が施設の求めに応じて24時間対応できる体制等を確保し、施設の求めに応じ、通常の勤務時間外（早朝・夜間又は深夜を除く）に施設を訪問し、入所者の診察、診察を行った理由を記録した場合

⑰看取り介護加算

- ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、隨時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合（加算I）。また、国の定める基準に従って、配置医師が施設の求めに応じて24時間対応できる体制等手厚い医療提供体制を整備している場合（加算II）

⑲認知症専門ケア加算

- ・認知症専門ケアが必要な入所者が一定割合以上の施設であって、

認知症ケアに関する専門的な研修を修了している者を、国の定める基準以上配置し、チームとして専門的なケアを実施する等（加算Ⅰ）。加算Ⅰの要件を満たした上で、専門的な研修を修了している者を配置し、個別の介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修を計画実施している場合（加算Ⅱ）

⑯認知症行動・心理症状緊急対応加算

- ・医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対しサービスを提供した場合、入所した日から起算して7日を限度として算定

⑰褥瘡マネジメント加算

- ・入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、定期的に評価を実施し、その評価結果等を厚生労働省へ提出し褥瘡管理の実施にあたってこの情報を活用しており、評価の結果リスクがあるとされた利用者ごとに多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成実施した場合（加算Ⅰ）。また、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合（加算Ⅱ）

⑯排せつ支援加算

- ・入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、定期的に評価するとともに、その評価結果を厚生労働省へ提出し排せつ支援にあたって当該情報等を活用しており、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、計画を作成実施し、定期的に見直しを実施している場合（加算Ⅰ）また、入所時と比較して排尿・排便の状態が改善している場合（加算Ⅱ、加算Ⅲ）

⑯科学的介護推進体制加算

- ・入所者ごとのADL値や栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者的心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合

⑯安全対策体制加算

- ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、1回を限度として算定

⑯協力医療機関連携加算

- ・協力医療機関との間で入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催し、協力医療機関が、入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対

応を行う体制を常時確保し、施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること、かつ入所者の病状が急変した場合において、入院を要すると認められた入所者の入院を原則受け入れる体制を確保している場合

②⑤退所時情報提供加算

- ・医療機関へ退所する入所者に対して、退所後の医療機関へ入所者を紹介する際、入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合

②⑥新興感染症等施設診療費

- ・入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合、1月に1回、連続する5日間を限度として算定

②⑦高齢者施設等感染対策向上加算

- ・協力医療機関等との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切に対応していること、かつ、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染に対する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合（加算Ⅰ）診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合（加算Ⅱ）

②⑧認知症チームケア推進加算

（i）認知症チームケア推進加算Ⅰ

- ① 施設における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である
- ② 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる者

③ 対象者に対し、個別に認知症の行動、心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している

④ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること

( ii ) 認知症チームケア推進加算Ⅱ

加算Ⅰの①、③、④に掲げる基準に適合した上で、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合

②9 生産性向上推進体制加算

( i ) 生産性向上推進体制加算Ⅰ

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、データにより業務改善の取組による成果が確認されている。又、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組を行っており、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている場合

( ii ) 生産性向上推進体制加算Ⅱ

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行っている場合

③0 介護職員等待遇改善加算

・ 介護職員に対して、事業所が国の定める待遇改善を適正に実施している場合

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 【サービスの概要】

#### ① 居住費

居住費は、室料+光熱水費相当をご負担いただきます。

#### ② 食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。

利用料金詳細は、別紙に記載しております。

#### ③嗜好品（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

#### ④ 理髪・美容

月に2回、理容師の出張による散髪サービスをご利用頂けます。

#### ⑤ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加された場合に、材料費の実費をご負担いただく場合があります。

##### a) 主なレクリエーション行事予定

	主な行事		主な行事
1月	元旦祝賀会	7月	七夕会 追悼法要
2月	節分祭 みそ作り	8月	納涼祭
3月	ひなまつり会	9月	敬老祝賀会 お月見会
4月	お花見会	10月	
5月	端午の節句会	11月	
6月		12月	クリスマス会 もちつき会

##### b) クラブ活動

カラオケ、生け花、書道、料理等

#### ⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

#### ⑦特別室利用料（1日あたり）

利用者の希望により居住環境（占有面積、景観等）を整えた特別室（個室、二人部屋）が利用できます。その際、別途利用料をご負担いただきます。

#### ⑧健康管理関係（インフルエンザ予防接種）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更す

る事由について説明します。

※各サービスの利用料は、別紙に記載しております。

### (3) その他サービス

#### 【貴重品の管理】

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用頂けます。

詳細は、以下の通りです。

① 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている  
預金

② お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、  
有価証券、年金証書等

③ 保管管理者：施設長

④ 出納方法：別紙預り金規程参照

⑤ 利用料金：詳細は、別紙に記載しております。

※内訳は、受託物賠償保険の保険料、事務経費や出納業務の交通費等  
です。

※上記の料金は、預金口座数、残高等に関わらず一律とします。

※また、入所日数に関わらず1ヶ月分の料金をお支払頂きます。

⑥ ご契約者は、原則として「もみじ銀行 熊野支店」にて口座を開いていただきます。これは預り金等の収支を明確にして、いつでも閲覧できるようにするためです。

### (4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日(休日の場合は翌営業日)となります。

### (5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、義務づけるものではありません。)なお、入院にあたりましては、ご契約者、ご家族の意向をできるだけ取り入れますが、病院側の都合により沿いかねる場合もあります。

①協力医療機関

医療機関の名称	マツダ株式会社 マツダ病院
所在地	広島県安芸郡府中町青崎南2番15号
診療科	内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・精神科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・リハビリテーション科他

医療機関の名称	広島市医師会運営・安芸市民病院
所在地	広島市安芸区畠賀2丁目14番1号
診療科	内科・吸器科・循環器科・外科・リハビリテーション科・小児科

医療機関の名称	恩賜財団 濟生会広島病院
所在地	広島県安芸郡坂町北新地2丁目3番10号
診療科	内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・精神科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・リハビリテーション科他

医療機関の名称	なかお内科消化器呼吸器クリニック 横山外科胃腸科
所在地	広島市安佐北区落合南1丁目11番22号
診療科	外科・胃腸科

医療機関の名称	あと・クリニック
所在地	広島市安芸区阿戸町485-1
診療科	内科・外科・胃腸科・リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	おかもと歯科医院
所在地	広島県呉市押込4丁目28番2号

## 7. 施設利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活

の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、ペット、大きな家具等は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間は特に設けていませんが、常識的な範囲でお願いします。

来訪者は、必ず事務所前に設置した面会簿に記入して下さい。

なお、食べ物の持ち込みは原則として禁止します。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。（許可書を発行致しますので、外出・外泊届にご記入願います。）

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

安全管理上、ライターは預からせていただきます。

## 8. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、避難器具設備等

防災訓練：年2回

## 9. 秘密保持と個人情報の保護

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

- ①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

### (2) 個人情報の保護

- ①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られる 것을防止します。

## 10. 契約者が病院等に入院された場合の対応について

### (1) 短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続7泊、月をまたぐ場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所できます。但し、入院期間中も所定の利用料（外泊時費用加算・居住費・特別室料金）をご負担いただきます。

### (2) 上記期間を超える入院の場合

(1)の短期入院期間を超える入院について、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び当施設に入所できます。但し、予定の退院日よりも早く退院した場合等、退院時に当施設の受入準備が整っていない時には、併設の短期入所生活介護の居室をご利用いただく場合があります。また、入院期間中も所定の利用料金（居住費・特別室料金）をご負担いただきます。

### (3) 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合、当施設に再び優先的に入所することはできません。

## 1 1. 残置物引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 1 2. 虐待防止の措置について

（1）当施設は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止検討委員会の設置運営（委員会の責任者は施設長とし、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を実施します。）
- ②虐待を防止するための従業者に対する年2回以上の研修の実施
- ③その他虐待防止のために必要な措置

（2）当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

## 1 3. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、

理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況が検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

## 1 4 . 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合
- ①サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
  - ②発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
  - ③事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

(2) 契約者の財物が破損・紛失した場合

- ①サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を生活相談員に報告し、主任介護職員より速やかにご家族へ連絡します。
- ②事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

## 1 5 . 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

- 1. 苦情解決責任者：施設長 横山 吉史
- 2. 苦情受付担当者：生活相談員 山北 洋平

(TEL:082-856-0222)

- 3. 第三者委員 : 阿戸地区民生委員・児童委員協議会会長 松田 英子  
阿戸地区社会福祉協議会 理事 下河 啓一

#### 4. 苦情解決の方法

- ① 苦情は面接や電話、書面にて隨時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
- ② 受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。
- ③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ④ その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

#### （2）行政機関その他苦情受付機関

広島市役所介護 保険課	所在地 電話番号 受付時間	広島市中区国泰寺町1丁目6番34号 082-504-2173 8:30～17:00
国民健康保険団 体連合会	所在地 電話番号 受付時間	広島市中区東白島町19-49 082-554-0783 9:00～16:00
広島県社会福祉 協議会	所在地 電話番号 受付時間	広島市南区比治山本町12-2 082-254-3411 9:00～16:00

#### 16. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

#### 17. その他

##### （1）確認

当事業所ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

##### （2）サービス計画

事業者は、契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、立案した計画について、契約者又はその家族等に対して説明し、同

意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る施設サービス計画が変更された場合、もしくは契約者又はその家族等の要請に応じて、施設サービス計画変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、契約者又はその家族等と協議して、変更するものとします。施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1  
社会福祉法人 あと会

説明者名

印

#### 附則

この重要事項説明書は、平成12年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成17年10月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成18年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成20年11月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成21年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成21年10月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成22年 7月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成22年 9月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成23年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成24年10月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成26年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成26年 5月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成27年 8月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成28年12月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成29年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、令和元年 5月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、令和元年10月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、令和 3年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、令和 3年 8月 1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和 4年 8月 1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和 4年10月 1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和 5年 4月 1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和 6年 4月 1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和 6年 8月 1日から一部改正する。

この重要事項説明書は、令和 7年 4月 1日から一部改正する。